

## 50代は注意！子どもが社会人になると手取り収入は大幅ダウンする！

当レポートでは、毎年1月に「今年の手取り年収試算」をお届けしています。1月4日発行号でお伝えしたように、今年実施の改正は高収入会社員の手取りを減らすものです。

具体的には、給与収入に対し一定割合で受けられる「給与所得控除」という「非課税枠」が、年収850万円超で上限額に達する改正です。これにより、年収850万円超の人は所得税・住民税の負担が増え、手取りが減少します。

一方で、子育てや介護をしている人に対し、大きな税負担が発生しないようにと軽減措置（所得金額調整控除）も設けられました。

たとえば「子育て中」なら、0~22歳までの扶養控除対象者がいる場合などです。該当すると今年の手取り年収が激減することはありません。

しかし、子どもが大学を卒業し社会人になると、軽減措置が無くなりますし、子どもの扶養控除も受けられなくなります。

特に19~22歳までの扶養している子どもがいる場合に受けられる「特定扶養親族控除」は、1人につき63万円（所得税の場合）と他の控除に比べ多額のため、控除がなくなると手取りに与える影響は大きいのです。

### ●子どもが社会人になると手取りは大きくダウン

下のグラフは、額面年収別に「大学生の子どもを2人扶養」、「大学生1人扶養」「子ども扶養ゼロ（子は社会人）」の手取りを試算したものです。子どもが社会人になり扶養から外れると、手取りが減少するのが一目瞭然です。

子どもが2人大学生の年、2人とも社会人になった年で比較すると、額面年収1000万円では手取り年収は39万円減、900万円では37万円減、800万円では28万円減、700万円では22万円減となります。

今年の税制改正では「子育てや介

護をしている世帯」への配慮がなされましたが、子育てや介護は永遠に続くもの

ではありません。その時期が過ぎると、時間差で増税の影響を受けることを知っておきましょう。

### ●毎年自分で「手取り計算」をする

そもそも「額面年収」と「手取り年収」には大きな差があります。将来に向けて貯蓄できる家計にするには、年に1度、手取り年収を把握するのは必須といえます。

手取り年収は、各種手当込みの「額面年収」から「所得税・住民税・社会保険料」を差し引いた金額です。実は、「手取り年収」は何かの書類に書いてあるわけではなく、自分で計算しないと知ることができないのです。

算出方法を見てみましょう。用意するのは、「源泉徴収票」と「給与明細（または住民税決定通知書）」です。

源泉徴収票からわかるのは、額面年収（支払金額の欄）、所得税（源泉徴収額の欄）、社会保険料（社会保険料等の金額の欄）の3つ。

住民税は、源泉徴収票には記載がないため、1年分の住民税を知るには、給与明細にある1ヵ月分の住民税の額を12倍して算出します。

もしくは、5月くらいに職場で配布される「住民税決定通知書」を参照することもできます。

ちなみに「住民税決定通知書」は、ちょっとわかりにくい書類で、「今年の住民税額」などとは書いてありません。「特別徴収税額」という欄にあるのが1年分の住民税額です。

50代は、子育てが終了に近づき、老後資金作りのラストスパートをかけたい時期。最後の貯めどきを逃さないために、「子どもが社会人になったら手取りは大きく減る」ことを織り込んだ貯蓄プランを立てましょう。

（クルー 深田晶恵）

単位：万円 大学生の子どもがいる会社員の手取り年収推移  
～子が社会人になると手取りは大きく減少する！

